

新型コロナウイルス感染拡大防止のための課外活動方針

学生支援課

本学は、課外活動について7月27日より慎重かつ段階的に再開することといたします。

本方針は、新型コロナウイルスの感染再拡大の防止のため、「新しい生活様式」および学院のガイドラインを基に本学の課外活動各団体が学内施設・設備を利用して行う活動において取り組むべき対策を示しています。

課外活動各団体は、各々の活動において感染防止対策を講じるようしてください。

1 新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症は、呼吸困難、倦怠感、高熱等の強い症状のほか味覚障害、嗅覚障害などが現れ、発症2日前から感染力があります。感染には、飛沫感染、接触感染のほか、密室や近距離での会話、大勢での発声等により、咳がなくても微小飛沫による感染のリスクがあります。

課外活動各団体の一人ひとりが、このような新型コロナウイルスの特徴を理解した上で、自分のため、仲間のため、家族のために「感染しない」「感染させない」という強い意識をもって行動することが最も重要です。

2 課外活動の制限について

新型コロナ感染症が終息して課外活動の制限が解除となるまでの期間、課外活動においては3番以降の対策および制限を講じることとします。学生支援課では、活動を希望する課外活動各団体に活動計画書の提出を求め、感染防止対策の確認を行います。必要な取り組みがなされていないと判断した場合は、活動範囲の縮小、学内施設の利用禁止または活動休止を指示することがあります。

3 課外活動再開のためのルール

- (1) 各団体個人の健康状態の徹底管理
- (2) 利用施設の衛生面の徹底管理
- (3) 3密（密閉、密集、密接）の徹底回避
- (4) 学生支援課と各課外活動団体による上記項目の徹底管理
- (5) 事前に対策を講じた活動計画書を提出し、許可を得た場合のみ活動できるものとする。
- (6) 課外活動各団体の幹部は、活動実施にあたり、4番以降の遵守事項を部員に周知徹底させなければならない。
- (7) 各指導者、顧問は、活動実施責任者である課外活動各団体の幹部を適切に指導し、管理監督しなければならない。

4 健康状態・衛生面の徹底管理について

- (1) 起床時の検温と「ONE TAP」（体調管理ツール）への入力（※1参照）
活動再開2週間前より検温等体調管理を行うこと。また、一日の行動記録（例：行

先、当日会った人物名等）を残しておくこと。

- (2) 消毒用アルコール等による指先の消毒の徹底とうがいの励行（帰宅時を含む）
 - (3) マスクの着用の徹底（自宅からの移動中を含む）
 - ただし、熱中症予防のため、こまめに水分補給を行い、屋外で人と十分な距離（2m以上）を確保できる場合は、適宜マスクを外すなどの対応を行うこと。
また、マスクを着用して負荷のかかる作業や運動は避けること。
 - (4) 活動計画書の作成と保管（活動内容、参加者名、開始時刻・終了時刻の記録など）
 - (5) 大学構内への入構時の「KAOIRO」（非接触型体温計）による検温と「ONE TAP」への入力
 - （37.0度以上の熱や体調不良のある場合は、熱中症予防のため活動を控えること）
 - (6) 用具・備品の共有は、活動再開当初は原則禁止とする。段階的に緩和する。
(用具・備品を共有する際は、練習の前後に除菌を行うこと。)
- ※1 学院の「コロナウイルス感染拡大防止に係るガイドライン」では、37.5度以上の熱がある場合、咳や鼻水・頭や喉の痛みなど風邪の症状が有る場合、息苦しさが続く場合、強い倦怠感や味覚・嗅覚障害がある場合は、登校が認められていません。

5 3密（密閉、密集、密接）の徹底回避について

- (1) 屋内では窓や扉を常時開放して換気を徹底。不可の場合は15分に1回空気の入替を実施。
- (2) 最少人数での活動（使用可能施設ごとの人数については別紙参照）
- (3) 対人距離2m以上の確保
(運動時はより広範囲に飛沫等が及ぶことを考慮し、接触を伴う練習は慎むこと)

6 活動計画書の提出について

- (1) 課外活動各団体は、指定の期日までに活動計画書を学生支援課に提出すること。
許可を得た活動のみ実施することとする。
- (2) 課外活動各団体の幹部は、全ての活動内容を把握しておくこと。
- (3) 各団体の部員は、事前に活動内容（活動時間を含む）を各団体幹部に報告すること。
- (4) 施設の利用は、1活動あたり最大2時間までとする。（準備、後片付けを含む）
- (5) 許可を得た活動のみとし、活動終了後は速やかに帰宅すること。

7 活動場所の遵守事項について（※具体的な施設については別紙参照）

- (1) 部室の利用について
 - ①原則、3密回避のため利用禁止とする。
 - ②荷物の搬出入のみ、基本1～2名での入室は許可する。
 - ③複数人での活動が不可避な場合は、教室等の他の学内施設を利用する。
 - ④部室外の施設での活動が難しい場合は、以下の点を全て実行できる活動のみ許可する。
 - ・対人距離2mの確保
 - ・窓や扉を常時開放して換気を徹底。不可の場合は15分に1回空気の入替を実施。
 - ・手洗い、うがいの励行と入退室時の共有器具の殺菌
- (2) 屋外における課外活動について
 - ①使用許可施設では基本1施設1団体のみの活動とする。

②共用施設は次のとおりとする。

- ・更衣室は、既存の更衣室の利用を禁止し、体育館、学生会館を臨時利用する。
- ・シャワー室は、3密のため原則使用不可とするが、3密回避の対策を講じる場合は使用できるものとする。ただし、同時使用はシャワー全個室の半数を限度とする。

(3) 屋内における課外活動

①ミーティング等についてはSNS、WEB会議システム等を活用すること。

②以下の点を全て実行できる活動のみ許可する。

- ・対人距離2mの確保
- ・窓や扉を常時開放して換気を徹底。不可の場合は15分に1回空気の入替を実施。
- ・手洗い、うがいの励行と入退室時の共有器具の殺菌

③トレーニングセンターの利用は当面の間、中止する。

④第2学友会センターでの合宿は不可とする。

8 新歓活動について

- (1) 新入生との対面での新歓活動は禁止とする。SNS、WEB会議システム等を活用すること。
- (2) 入部手続きや入部を前提とした見学（新入生からの要望があった場合）については、対人距離2mを確保した上で最低人数での活動についてのみ許可する。

9 感染者とその家族への偏見や差別について

最も不安を感じている感染者とその家族に対する偏見や差別、SNS等による誹謗中傷が全国的な問題となっている。偏見や差別、誹謗中傷は断じて許されない。感染症に関する正しい知識を基に、お互いに協力して予防に努め、お互いの人権を尊重すること。

10 その他

- (1) 課外活動への参加は各団体に所属する個人の判断とし、参加の強要または不参加に伴う不利益な取り扱いをしないようにすること。
- (2) マスク、クラブ所有物品のアルコール消毒剤については各自（各団体）にて確保すること。
- (3) スポーツ系の活動の場合、運動中の呼吸の確保、熱中症予防のためマスクを外してもよい。その際、運動量に応じて対人距離を5mから10m程度確保して活動を行うこと。
- (4) 公共交通機関、スクールバスを利用する場合は、マスクを着用し、会話を控え、可能な限り混雑時を避けるなど接触感染防止にも配慮を行い、細心の注意をはらうこと。
- (5) 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、味覚・嗅覚異常、高熱のほか、発熱や咳などの風邪症状が4日以上続く場合は「新型コロナ受診相談センター」（06-7166-9911）へ問い合わせること。
同時に、各団体指導者・顧問、各団体幹部、学生支援課へ連絡すること。
- (6) イベントの開催・参加や、対外試合、遠征については原則許可しない。
- (7) 学外での宿泊を伴う活動についても許可しない。

11 本件に関する問い合わせ先

学生支援課へメールにてお問合せください。<E-mail : kagaikatsudo@otemon.ac.jp>

以上